

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第61回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年9月1日（火） 13時30分から16時45分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室
- 3 出席者
（委員会）岡西部会長、塩委員、草尾委員、小牧委員
（総務省）溝口室長、藤里次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（厚生年金9件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきか審議を行い、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の審議
厚生年金7件について審議し、このうち3件については年金記録を訂正する必要がある、その他の4件については年金記録を訂正する必要がないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の第8部会は、平成21年9月8日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第61回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月1日（火） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、田中委員
（総務省）竹内次長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案4件、納付記録の訂正は必要ないとするもの4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は9月8日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第61回）議事要旨

1 日 時 平成21年9月2日（水） 13時30分から17時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第2会議室

3 出席者

（委員会）天野部会長、田中委員、南部委員、角田委員

（総務省）溝口室長、藤里次長ほか

4 議題

(1) あっせん案等の決定

(2) 申立案件の審議

5 会議経過

(1) あっせん案等の決定（厚生年金9件）

部会として厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定した。また、6件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(2) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金8件）。

申立案件それぞれについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか、また、関連資料又は周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合的に考慮して申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、9月9日（水）に開催することとなった。

（ 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第45回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月2日（水） 13時00分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室

3. 出席者

（委員会）川口委員（部会長）、飯田委員、吉岡委員、松本委員
（総務省）竹内次長、後迫主任調査員、平尾主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第11部会は、9月9日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第13部会（第18回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月2日（水） 13時30分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川村委員（第13部会長）、河村委員、山下委員、桐山委員
（総務省）竹内（健）次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件、年金記録を訂正する必要はないとするもの4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第13部会は、平成21年9月9日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第61回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月3日（木） 13時15分から16時20分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、中嶋委員、櫻井委員、谷山委員
（総務省）田所総務部長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金10件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定
部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件（一部あっせん）を審議し、決定した。また、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回の開催日程等
次回の第6部会は9月10日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第61回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月4日（金） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第二部会：島川部会長、岸本委員、那須委員、吉井委員
（総務省）藤里次長ほか
4. 議題
 - (1) あっせん案等の決定
 - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
 - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険9件）

厚生年金保険事案9件のうちの3件はあっせんとし、残りの厚生年金保険事案6件については、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険13件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (3) 次回は、9月11日（金）13時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第62回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年9月8日（火） 13時30分から16時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室
- 3 出席者
（委員会）岡西部会長、塩委員、草尾委員、小牧委員
（総務省）藤里次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（国民年金2件、厚生年金6件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきか等について審議を行い、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の審議
国民年金2件、厚生年金9件について審議し、このうち国民年金1件及び厚生年金5件については年金記録を訂正する必要があるとあり、その他の国民年金1件及び厚生年金4件については年金記録を訂正する必要があるないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の第8部会は、平成21年9月15日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第62回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月8日（火） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、田中委員
（総務省）竹内次長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件、納付記録の訂正は必要ないとするもの4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は9月15日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第62回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年9月9日（水） 13時30分から17時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第2会議室
- 3 出席者
（委員会）天野部会長、田中委員、南部委員、角田委員
（総務省）藤里次長ほか
- 4 議題
 - (1) あっせん案等の決定
 - (2) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) あっせん案等の決定（厚生年金8件）

部会として厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定した。また、6件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (2) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金10件）。

申立案件それぞれについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか、また、関連資料又は周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合的に考慮して申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (3) 部会の開催日程等

次回の部会は、9月16日（水）に開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第46回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月9日（水） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員（部会長）、飯田委員、吉岡委員、松本委員
（総務省）中川第二部長、竹内次長、後迫主任調査員、平尾主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
 - (3) 次の第11部会は、9月16日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第13部会（第19回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月9日（水） 13時30分から16時40分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川村委員（第13部会長）、河村委員、桐山委員
（総務省）竹内（健）次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件、年金記録を訂正する必要はないとするもの6件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第13部会は、平成21年9月16日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第62回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月10日（木） 13時15分から16時25分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、中嶋委員、櫻井委員、谷山委員
（総務省）田所総務部長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定
部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件（うち、一部あっせん2件）を審議し、決定した。また、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回の開催日程等
次回の第6部会は9月17日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第62回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月11日（金） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第二部会：島川部会長、岸本委員、那須委員、吉井委員
（総務省）藤里次長ほか
4. 議題
 - (1) あっせん案等の決定
 - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
 - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険9件）

厚生年金保険事案9件のうちの2件はあっせんとし、残りの厚生年金保険事案7件については、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険12件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (3) 次回は、9月18日（金）13時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第63回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年9月15日（火） 13時30分から16時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室
- 3 出席者
（委員会）岡西部会長、塩委員、草尾委員、小牧委員
（総務省）藤里次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（厚生年金7件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきか等について審議を行い、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の審議
厚生年金8件について審議し、このうち2件については年金記録を訂正する必要がある、その他の6件については年金記録を訂正する必要がないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の第8部会は、平成21年9月29日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月15日（火） 13時30分から15時40分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、田中委員
（総務省）竹内次長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案6件、納付記録の訂正は必要ないとするもの2件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は9月29日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第63回）議事要旨

1 日 時 平成21年9月16日（水） 13時30分から17時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第2会議室

3 出席者

（委員会）天野部会長、田中委員、南部委員、角田委員

（総務省）藤里次長ほか

4 議題

(1) あっせん案等の決定

(2) 申立案件の審議

5 会議経過

(1) あっせん案等の決定（厚生年金8件）

部会として厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定した。また、5件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(2) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金8件）。

申立案件それぞれについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか、また、関連資料又は周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合的に考慮して申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、9月25日（月）に開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第47回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月16日（水） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員（部会長）、飯田委員、渡邊委員、松本委員
（総務省）竹内次長、後迫主任調査員、平尾主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第11部会は、10月7日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月17日（木） 13時15分から15時45分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、中嶋委員、櫻井委員、谷山委員
（総務省）片山主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定
部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件（うち、一部あっせん1件）を審議し、決定した。また、6件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回の開催日程等
次回の第6部会は10月1日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月18日（金） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第二部会：島川部会長、岸本委員、那須委員、吉井委員
（総務省）藤里次長ほか
4. 議題
 - (1) あっせん案等の決定
 - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
 - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険10件）

厚生年金保険事案10件のうちの3件はあっせんとし、残りの厚生年金保険事案7件については、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険12件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (3) 次回は、10月7日（水）13時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月24日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長、田中委員、竹内委員、中川委員
（総務省）中村次長、藤田総括班長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金9件、うち脱退手当金に関するもの4件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があると決定したものの1件（うち脱退手当金に関するものは1件）、年金記録の訂正の必要はないとするもの8件（うち脱退手当金に関するもの5件）を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第1部会は、平成21年9月28日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第64回）議事要旨

1 日 時 平成21年9月25日（金） 13時30分から17時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第2会議室

3 出席者

（委員会）天野部会長、田中委員、南部委員、角田委員

（総務省）藤里次長ほか

4 議題

(1) あっせん案等の決定

(2) 申立案件の審議

5 会議経過

(1) あっせん案等の決定（厚生年金6件）

部会として厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件を審議し、決定した。また、2件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(2) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金8件）。

申立案件それぞれについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか、また、関連資料又は周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合的に考慮して申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、10月5日（月）に開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第65回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月28日（月） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長、竹内委員、中川委員
（総務省）田所部長、中村次長、藤田総括班長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件、うち脱退手当金に関するもの4件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があると決定したもの1件（うち脱退手当金に関するものは0件）、年金記録の訂正の必要はないとするもの3件（うち脱退手当金に関するもの0件）を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第1部会は、平成21年10月5日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月28日（月） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者 佛性委員（部会長）、樽谷委員、吉岡委員、北山委員
（総務省）柳木班長
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定（厚生年金10件）
厚生年金案件7件のうち、2件についてはあっせん、他の8件は訂正不要と決定した。
 - (3) 次回の第5部会は10月5日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第12部会（第47回）議事要旨

1 日 時 平成21年9月28日（月） 13時25分から15時30分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別室

3 出席者

（委員会）久米川委員（第12部会長）、小西委員、渡邊委員、氷室委員
（総務省）中川部長ほか

4 議題

○ 申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金9件、うち脱退手当金に関するもの3件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件3件（うち脱退手当金に関するもの無し）について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

厚生年金に係る申立案件6件（うち脱退手当金に関するもの2件）について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

（3）部会の開催日程等

次回の部会は、平成21年10月5日（月）13時30分から開催することになった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第13部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月28日（月） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 委員会室長室
3. 出席者
（委員会）川村委員（第13部会長）、河村委員、桐山委員
（総務省）溝口室長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案4件（うち一部あっせん2件）、年金記録を訂正する必要はないとするもの4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第13部会は、平成21年10月7日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月29日（火） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2合同庁舎7階 第一部長室
3. 出席者
（委員会）中井委員（部会長）、米子委員、右原委員、植田委員
（総務省）竹下次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
厚生年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。また、厚生年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第3部会は10月6日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第64回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年9月29日（火） 13時30分から17時05分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室
- 3 出席者
（委員会）岡西部会長、塩委員、草尾委員、小牧委員
（総務省）藤里次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（厚生年金8件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情として、何が存在し、これらをどのように評価すべきか等について審議を行い、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の審議
国民年金2件及び厚生年金7件について審議し、このうち厚生年金4件については年金記録を訂正する必要があり、その他の国民年金2件及び厚生年金3件については年金記録を訂正する必要がないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の第8部会は、平成21年10月6日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月29日（火） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪地方合同庁舎第2号館 近畿管区行政評価局共用会議室
3. 出席者
（委員会）小亀委員（部会長代理）、中林委員、矢野委員
（総務省）田所総務部長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
厚生年金に係る申立案件8件についての審議を行った。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無及び加入実態、並びに事業主による正しい届出及び保険料納付などについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
厚生年金に係る申立案件8件について、2件（一部あっせん1件を含む。）は年金記録を訂正する必要があると、6件は年金記録を訂正する必要がないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の部会は、10月7日（水）に開催することになった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成21年9月29日（火） 13時30分から15時40分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、田中委員
（総務省）竹内次長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件、納付記録の訂正は必要ないとするもの6件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は10月6日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕